

道路網整備計画施行に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町宅地開発等に関する指導要綱（平成4年大口町告示第33号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する申請を行おうとする者（以下「事業者」という。）に対し、道路網整備計画（以下「整備計画」という。）に沿った事業計画を指導するため必要な手続き及び基準を定めることにより、事業者が整備計画に基づいた事業の推進を行うことを目的とする。

(閲覧)

第2条 町長は、整備計画を定めた図書を建設部建設課に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、整備計画を自らの事業計画に反映させなければならない。ただし、自らの事業計画に整備計画の内容を反映させることにより、当該事業計画の推進を行うことができないときは、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において、町長が整備計画に基づく道路（都市計画街路を含む。以下同じ。）整備事業に着手したときには、当該事業者は、この道路整備事業に協力しなければならない。

3 当該事業者は、前項に規定する協力を誓約する旨を書面（様式第1）にして、第1条に規定する申請に併せ、町長に提出しなければならない。

(立会い等)

第4条 町長は、事業者が整備計画の内容を自らの事業計画に反映させる場合には、当該事業者及び隣接地の土地所有者等の関係者と事業計画地において立会いを行い、整備計画において必要とする道路用地を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により確定された道路用地（以下「計画用地」という。）の隣接地との境界点になる箇所等に、境界標を設置するものとする。

3 事業者は、前2項の規定に基づき計画用地が確定した場合には、第7条の規定に基づく計画用地の買取りに同意する旨の文書（様式第2）を、町長に提出しなければならない。

（非課税措置等）

第5条 町長は、現に空地となっている計画用地の翌年度からの固定資産税（当該計画用地が市街化区域にあっては都市計画税を含む。）を非課税にするとともに、除草程度の管理を行うものとする。

（使用制限）

第6条 事業者は、整備計画に基づく道路整備事業が着手された場合に支障となるものを、計画用地内に設置し、又は植栽してはならない。

2 事業者は、第4条第3項に規定する文書に、前項の規定を遵守する旨を明記しなければならない。

（計画用地の買取り）

第7条 町長は、整備計画のうち、原則として一路線又は一路線のうちの交差点間で計画用地の確保の目途ができたときは、当該計画用地の買取りを行うものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、随時に買取りを行うことができる。

2 前項の規定による買取りについては、買取りをする年度の町の公共用地取得価格を用いるものとする。

（計画用地の譲与等）

第8条 事業者は、前条の規定に関わらず、大口町宅地開発等に関する指導要綱第2条に規定する事業に係る計画用地は、町に譲与するものとする。

2 前項により、事業者から譲与された計画用地の整備については、同要綱第19条第1項及び第2項を適用するものとする。

（他法令との整合）

第9条 第4条から前条までの規定は、建築基準法第42条第2項の規定により道路の境界とみなされ後退した敷地が、計画用地と一致する場合においても、適用するものとする。

（その他必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成11年5月31日 大口町告示第43号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日 大口町告示第70号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日 大口町告示第39号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日大口町告示第67号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町告示第46号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第37号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第45号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。